

警報発令時等における生徒の登下校について

さて、みだしの件につきまして、下記のとおりとします。生徒の安全を第一に考えて対応して参りますので、ご確認の程、よろしくお願い申し上げます。

記

1 生徒が登校する以前に、岡崎市に暴風警報 が発表されている場合

- ・ 始業時刻（午前8時00分）の2時間前（午前6時00分）までに警報が解除された場合は、平常通りの授業を行う。
- ・ 始業時刻の2時間前から午前11時までに警報が解除された場合には、解除後2時間を経てから当日の授業を始める。
- ・ 午前11時の時点で暴風警報が発表されている場合は、休校となるので登校しない。

2 通学路の状態が危険であり、登校できない場合

1-①、②の場合でも、道路、橋、家屋等の倒壊などで登校が危険な場合は登校させない。危険な状況を学校へ連絡する。

3 生徒が登校後に、岡崎市に暴風警報 が発表された場合

生徒の安全を校内にて確保し、保護者に学校に来ていただき、ともに下校する。この場合は、保護者に学校情報メール、ならびに学校ホームページで連絡する。

4 暴風警報以外で、大雨洪水警報及び異常気象により登校が困難な場合

保護者の状況判断により登校させる。欠席する場合は学校へ状況を連絡する。

5 岡崎市に特別警報が発令された場合、下記のようにする。

(1) 登校する以前に岡崎市に特別警報が発令されている場合

- ・ 生徒は登校しない。
- ・ 特別警報解除後も災害の状況および気象・通学路の状況等における安全が確保できるまでは登校しない。

(2) 登校後に岡崎市に特別警報が発令された場合

- ・学校は即刻授業を中止し、災害の状況および気象・通学路の状況等から生徒の生命および安全を確保する最善の対応（学校留め置き、外部の避難場所への移動、保護者への引き渡し等）を迅速に行う。
- ・学校は、生徒を校内に留め置いた場合、特別警報解除後も災害の状況および気象・通学路の状況等から安全に下校させうると判断できるまでは下校させない。

※特別警報は、平成25年8月に気象庁より新たに創設されたもので、大地震・津波・記録的な豪雨・台風による高潮のような警報の発表基準をはるかに超える大規模な災害が切迫している場合に発令されます。

6 「南海トラフ地震注意情報」が発表された場合

安全と判断されるまで、生徒を登校させない。登校後に「南海トラフ地震注意情報」が出された場合は、直ちに生徒を保護者に引き渡す。保護者へは、学校情報メール、ならびに学校ホームページで連絡する。主たる避難場所は運動場。必ず担任と確認を行う。

7 学校給食について

上記の状況によって学校給食が中止になる場合は、学校より連絡する。

8 岡崎市に出ている気象警報・注意報の確認方法

[地デジデータ放送](#) [気象庁\(名古屋気象台\)のホームページ](#) [岡崎市のホームページ](#)

(問い合わせ：矢作北中学校 教頭 電話 3 1 - 3 6 1 1)